

# なんば広場のイベント実施要領

## 1. 主旨

- ・この要領は、なんば広場（仮称）において、歩行者利便増進計画の認定を受けた占有者が広場でイベントを実施する場合や、他のイベント主催者が広場でイベントを行う際の取り扱いについて必要な事項を定める。

## 2. 広場で実施可能なイベント

### ①自主イベント

- ・ほこみち事業者が必要となる手続きを行い、ほこみち事業者自らが実施主体となり、実施するイベント。

### ②他者イベント

- ・ほこみち事業者が必要となる手続きを行い、他のイベント主催者が実施するイベント。
- ・他者イベントには、本市又は地方公共団体等が主催するイベント（行政イベント）、地域団体等が主催するイベント（地域イベント）、民間事業者が主催するイベント（民間イベント）があります。

## 3. イベント実施可能範囲

- ・広場部の区域①～③の範囲
- ・なんさん通り北区間の区域④の範囲

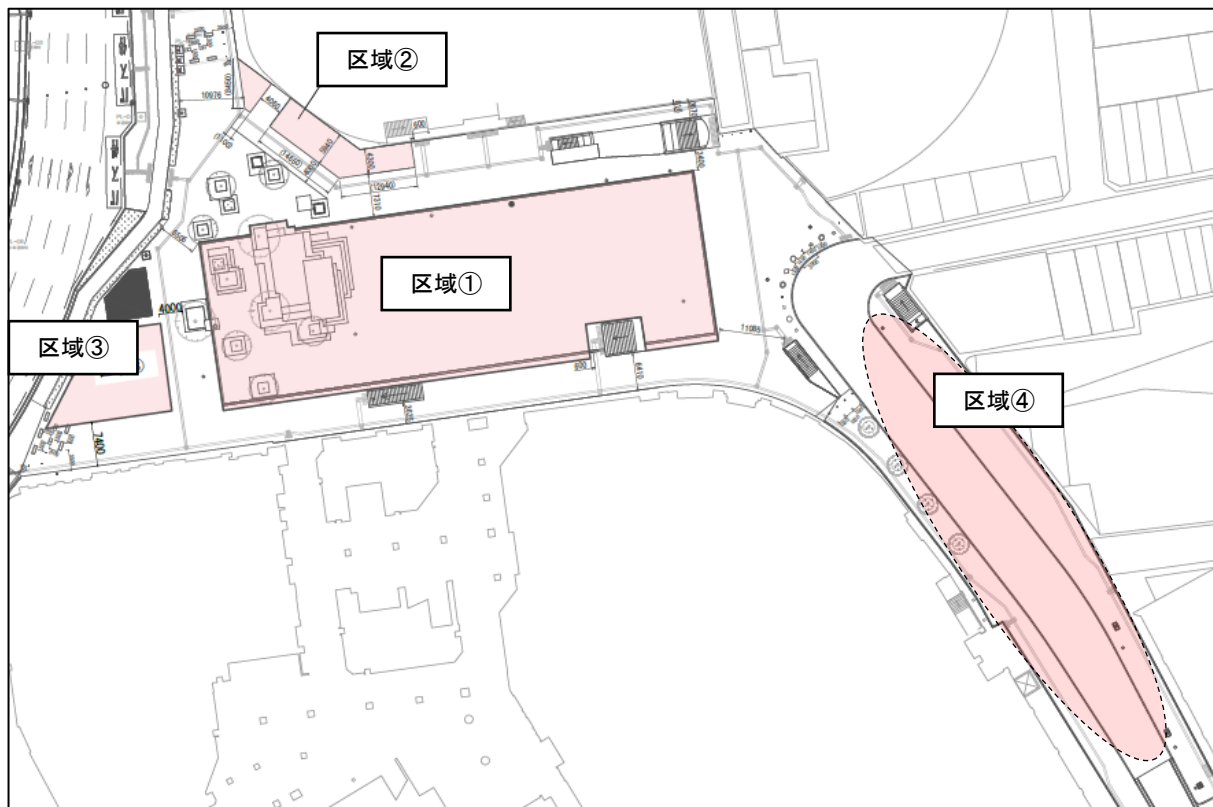


図 イベント実施可能範囲

#### 〔区域④（なんさん通り北エリア）のイベントでの活用に係る留意事項〕

- ・区域④（なんさん通り北エリア）については、利便増進誘導区域の指定がされていないため、イベント等で活用する場合は、本市が占用主体となり、午前9時～翌午前1時までの時間帯で行政・地域イベントのみで使用が可能となります。
- ・区域①～③に加え区域④を含めた一体的なイベント等で区域④を活用する場合、認定計画提出者は、イベント主催者や本市との全体調整を主体的に行うこととしてください。また、イベントを実施時に区域④において一定の通路幅員を確保する必要があります。
- ・区域④単独のイベント等での活用となる場合は本市がイベント主催者との調整を行います。
- ・区域④の利用に関しては、維持管理協力金の徴収は行わないものとします。

#### 4. 広場で実施可能な企画

- ・民間イベントは、次のいずれかに適合する企画内容とするものとし、地域活性化・地域環境保全活動に繋がるものであれば、民間の創意工夫による企画が開催可能です。
  - ①なんば・大阪・関西エリアの魅力を発信する企画
  - ②なんばエリアのブランド価値を向上させる企画
  - ③新しい文化・プレイヤーを創出する企画
  - ④エリア全体の回遊性を向上し、経済効果をもたらす企画
  - ⑤その他、公共性・公益性があり、広場管理運営事業者が認めた企画
- ・イベント実施内容について、上記①～⑤のいずれかに適合していることについて、イベント開催までになんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会に確認してください。

#### 5. 広場で禁止する内容

- ・以下の用途で広場を利用することは禁止とします。
  - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途
  - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
  - ③政治的用途。ただし、公職選挙法の規定に基づきすることができる選挙運動のためにするもの及び選挙運動期間中における政治活動として行うものを除く。
  - ④宗教的用途
  - ⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動
  - ⑥悪臭、騒音、粉塵、振動及び土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途
  - ⑦入場料制のイベント等、広場内に特定の人だけが入場可能とする企画

## 6. イベント実施可能日数

- なんば広場はイベント実施などによるにぎわいの創出と、日常時の落ち着いた上質な空間の両立をめざしており、イベントの実施日数は、年間を通じて土日祝日及びその他の平日のそれぞれ概ね半数程度（以下、「イベント実施可能日数」という。）としてください。
- ただし、本市と協議の上、滞留空間を日常時と同程度確保することができるイベントについては、上記イベント実施可能日数から除くことができます。
- また、地域のまちづくり団体などによる地域の取り組みの推進や、民間の活力を取り入れた魅力的で高質なイベントの開催及び広場の収益性の向上を重点的に促進する観点から、行政イベントについてはイベント実施可能日数の10%を上限とし、残りのイベント実施可能日数において、地域イベントと民間イベントを半数程度ずつ開催できるよう、計画的に取り組んでください（下図：イベント実施回数の割合参照）。
- イベント実施回数が把握できるようイベント管理表を作成してください。
- 各イベント枠を超えてイベント実施希望の問い合わせがあった場合は、イベント内容がまちの魅力向上に資するもの（「4. 広場で実施可能な企画」に合致する内容）で、安まち協議会の了解を得ることにより実施可能とします。
- なお、区域④については、現時点では行政・地域イベントのみ実施可能ですが、利便増進誘導区域が指定された場合は民間イベントの実施も可能となります。

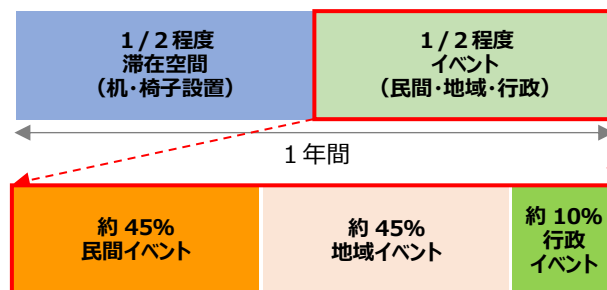


図 イベント実施回数の割合

## 7. 広場使用ルールについて

- 広場使用にあたっては、下記の内容を遵守してください。  
※歩行者利便増進計画提出後のイベント実施については、別紙「広場使用ルール」を参考としてください。また、イベント実施希望者に向けたイベントの実施に係る使用ルールについて、本市と協議の上、本市の承認を得た上で作成してください。また、作成した使用ルールはWebサイト等で公表してください。

### (1) 広場使用可能時間

#### ① イベント実施可能時間

- ・ イベント実施可能時間は、原則午前 9 時～午後 9 時です。
- ・ 広場内での設営・撤去の作業は、上記の時間以外も可能です。
- ・ イベントのために設けられるイベント施設等は原則として設置期間を 1 週間以内とし、イベント毎に設置及び撤去するものとしてください。

②車両による搬出入

- ・ 車両による搬出入は、原則 1 時～9 時で実施してください。

③音出し可能時間

- ・ 周辺への配慮から、音出し可能時間は、原則 9 時～20 時で、長時間にわたる連続した音楽系イベントは実施できません。音量は大阪府条例で定めている 70db 以内でお願いします。

(2) 広場で使用可能な設備 (電源、給水)

①電源

- ・ 下図のとおり道路照明柱の下部に設置しているコンセントより電源の使用が可能です。
- ・ 各位置の電源の容量は下表の通りです。
- ・ 容量が足りない場合は必要に応じて発動機を設置してください。
- ・ 電気料金は認定計画提出者が電力会社と契約し、費用を負担してください。

②給水

- ・ 下図のとおり給水の使用が可能です。ただし、排水はありませんので、企画実施中に出た汚水や飲み残り等の液体などはタンク等で持ち帰ってください。広場内または周辺施設のトイレ等で汚水など(飲料類や氷も含む)を流すことは禁止します。
- ・ 水道料金は認定計画提出者が大阪市水道局と契約し、費用を負担してください。なお、広場内喫煙所の掃除用水栓は上記給水と同系統となっており、喫煙所にて使用された水道料金の取扱いについては給水使用前に本市(環境局)と協議することとします。



位置	容量
○	各 1500w
●	4 か所合計で 1500w
●	2 か所合計で 1500w
□	給水 (散水栓)

### (3) 申し込みの流れ

- ・なんば広場は道路法に基づく「歩行者専用道路」です。
- ・道路でイベントを実施するためには、下記の許可・届出が必要であり、なんば広場でも同じ運用になります。
  - ①道路使用許可（広場使用日の1週間前までに南警察署に申請）
  - ②道路占用届出（広場使用日の2週間前までに大阪市建設局に届出）
- ・上記の許可を得るためには、交通管理者協議・道路管理者協議が必要となります。
- ・区域④に限り、道路使用許可、道路占用届出の申請主体は大阪市計画調整局となります。

### (4) 車両による搬出入

- ・車両による搬出入はなんさん通りから進入し、なんさん通りに退出するルートとし、通行可能な1時～9時の時間帯で実施してください。
- ・車両による搬出入時には、歩行者の安全対策のため警備員の配置してください。

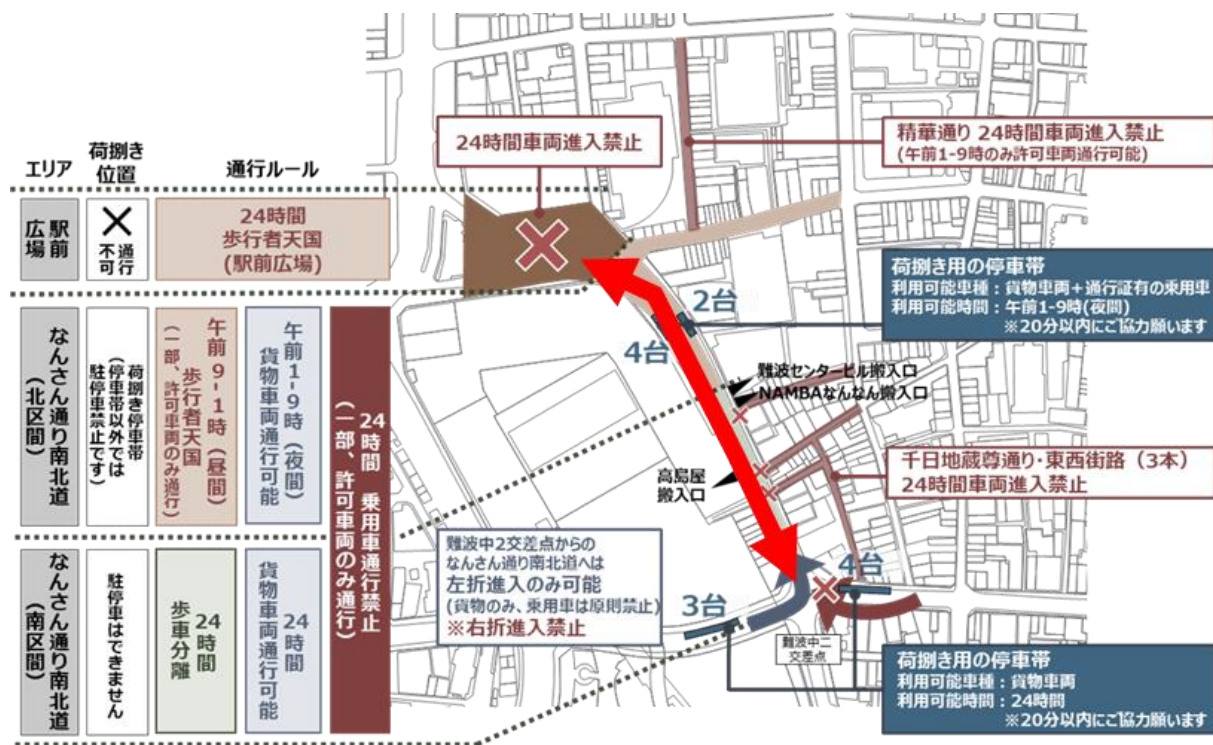


図 なんば広場周辺交通ルールと搬出入ルート

## (5) 禁止事項

・以下の行為は、いかなる場合も禁止します。企画実施者だけでなく、イベント来場者による禁止行為の発生防止・対策の注意徹底を行ってください。

- ①法令又は公序良俗に反する行為
- ②施設、備品等のき損、汚損
- ③火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- ④騒音又は大声を発生し、暴力を用い、その他他人に迷惑になる行為  
(酔っ払いの寝そべり、座り込みなども含む)
- ⑤ごみ、空き缶その他汚物の投棄や悪臭を発生させる行為
- ⑥路上喫煙
- ⑦自転車の路上駐輪
- ⑧客引き・勧誘行為
- ⑨電動キックボード・フル電動自転車での歩道の走行
- ⑩その他、広場の管理運営上の支障があると認められるもの

## (6) 安全管理に関する配慮

### ①イベント警備員の配置

- ・雑踏対策・安全確保のための警備員を配置してください。
- ・夜間残置物をする場合は、警備員を配置し安全対策を行ってください。
- ・警備員の配置位置等については、広場管理運営者との事前調整や警察協議での指摘を反映してください。

### ②禁止行為・制限行為の発生抑制

- ・スタッフや警備員による声掛けにより、禁止行為・制限行為の発生防止・対策の注意徹底を行ってください。

### ③保険への加入

- ・企画実施者は事前に関連する各種保険（設営時の保険、レクリエーション保険等）に必ず加入してください。

### ④風対策

- ・広場内では強い風が発生する場合があります。設置物には重りを設置し、風対策を行ってください。

### ⑤火気使用・食品販売等を行う場合

- ・主催者が消防や保健所に事前相談・協議を行ってください。

## (7) 周辺環境への配慮及び原状回復

### ① 苦情対応

- ・実施内容に対する苦情は、誠意をもってイベント主催者が対応してください。

### ② 原状回復と清掃管理

- ・イベント主催者が原状回復と清掃管理を実施してください。
- ・破損、傷の付着、着色等が確認された場合は、イベント主催者の責任において原状復旧を行ってください。
- ・ゴミはイベント主催者が当日に持ち帰ってください。
- ・企画実施後の清掃は、広場全体と周辺の清掃を実施してください。
- ・周辺へのポイ捨てを防止するために広場内にゴミ箱を設置してください。

### ③ 音出し行為

- ・音出しは、9時～20時とし、大阪府条例で定めている70db以内としてください。
- ・長時間にわたる連続した音楽系イベントはできません。適宜、途中で休憩をはさむようにしてください。
- ・近隣より苦情が出た場合は、中止が必要となる場合があります。

### ④ 照明・光

- ・広場に隣接する車道（御堂筋など）に光を当てるような照明器具の設置は禁止です。

### ⑤ トイレ

- ・広場内にトイレを設置することは禁止します。



## 8. 維持管理協力金

- 維持管理協力金とは、広場の維持管理を行うための財源として、イベント主催者（他者イベントの場合のみ）にお支払いいただくものです。
- 維持管理協力金の収入は、広場の収支成立に関して重要な要素となっています。また、収入確保を図る一方で、公共性を有する行政イベントや地域イベントはできるだけ維持管理協力金の額を抑え、地域等の公共的目的のために広場を活用することも必要です。これらを踏まえて、民間イベント、行政イベント及び地域イベントのそれぞれにおいて、下表の現在の金額を参考に、区域①～③の維持管理協力金の区域ごとの金額を設定し、徴収してください。
- 設定にあたっては、期間を通じて一律の設定とせず、季節、時間帯、他者との競合時など、想定される状況に応じた設定や、使用面積に応じた設定とすることも可能とします。
- 行政イベント及び地域イベントについては実施主体の資力等を勘案し、イベントが開催可能となるよう、5～9割の維持管理協力金の減免を実施していますので、現在の維持管理協力金の額以下となるよう設定してください。
- 認定計画提出者決定後に提案した設定額を変更する場合、本市との協議が必要となります。
- 本市建設局（道路管理者）が主体となって実施する道路管理や適正化・高質化や歩行者の利便増進等に寄与するイベントについては、維持管理協力金は免除とします。当面予定している当該イベント期間は令和7年9月21日から29日であり、以降も毎年1週間程度、同様のイベントの実施を予定しています。イベントの日程調整を行う際は、本市建設局（道路管理者）のイベントを優先的に調整するようにしてください。
- 認定有効期間中は認定有効期間終了後に実施予定のイベントであっても6か月先に実施予定のものまで受け付けることとしていますが、認定有効期間終了後に実施予定のイベントの維持管理協力金は、次期占用者の収入となりますので認定計画提出者が収納することはできません。

### 《現在の通常の維持管理協力金》

区域	使用面積	実施日	単位	企画実施日 (税別)	設営・撤去 日(税別)
区域①	全面	平日	1日につき	80万円	40万円
		休日	1日につき	120万円	80万円
	半面	平日	1日につき	70万円	35万円
		休日	1日につき	84万円	42万円

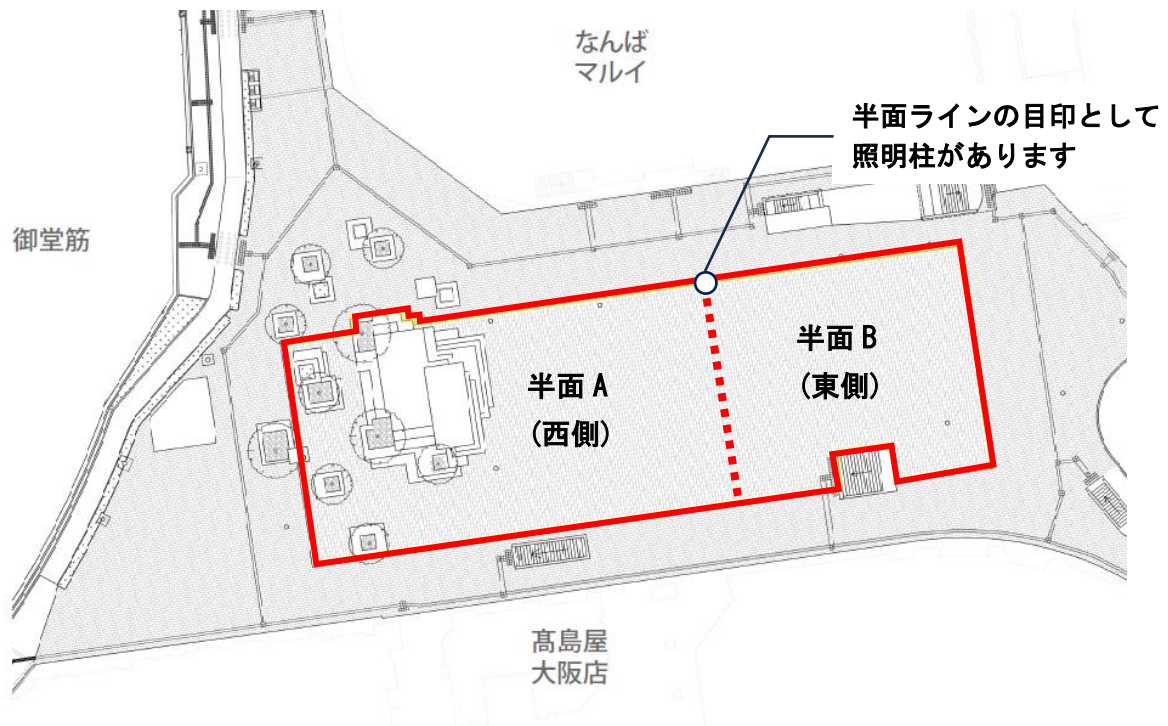
### 《現在の行政イベントの維持管理協力金》

区域	使用面積	実施日	単位	企画実施日 (税別)	設営・撤去 日(税別)
区域①	全面	平日	1日につき	40万円	20万円
		休日	1日につき	60万円	40万円
	半面	平日	1日につき	35万円	17.5万円
		休日	1日につき	42万円	21万円

《現在の地域イベントの維持管理協力金》

区域	使用面積	実施日	単位	企画実施日 (税別)	設営・撤去 日(税別)
区域①	全面	平日	1日につき	8万円	4万円
		休日	1日につき	12万円	8万円
	半面	平日	1日につき	7万円	3.5万円
		休日	1日につき	8.4万円	4.2万円

《現在の区域①の使用パターン》



## 9. イベント開催に関する対応

- イベント設営完了後（イベント開始前）は、現場立ち合いを行い、道路占用許可及び道路使用許可の申請内容と齟齬がないか確認し、齟齬がある場合は、イベント主催者に是正指示を行ってください。
- イベント実施にあたっては、イベント主催者が責任をもって使用ルールを遵守するようイベント主催者と調整し、イベント実施中に発生したトラブルについてはイベント主催者と連携の上対応してください。
- イベント終了後は、実施内容について報告書を作成し、イベント終了後原則 14 日以内に交通管理者へ報告を行ってください。なお、イベントに際してトラブルが発生した場合は、その対応策も報告書に記載してください。

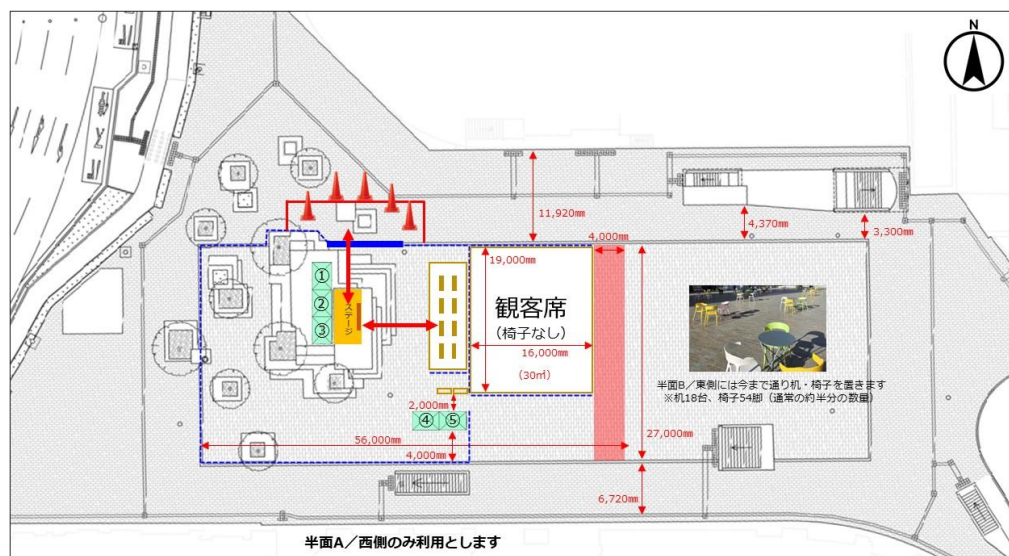


## (2) 半面利用の際のレイアウト

※広場全体までの面積が不要な場合は、広場半面のみ活用するレイアウトも可能です。



半面レイアウト例①



半面レイアウト例②



## 1.1. イベント実施時の留意点

- ・イベント実施の際は、下記の対応が必要となります。

### (1) レイアウト上の留意点

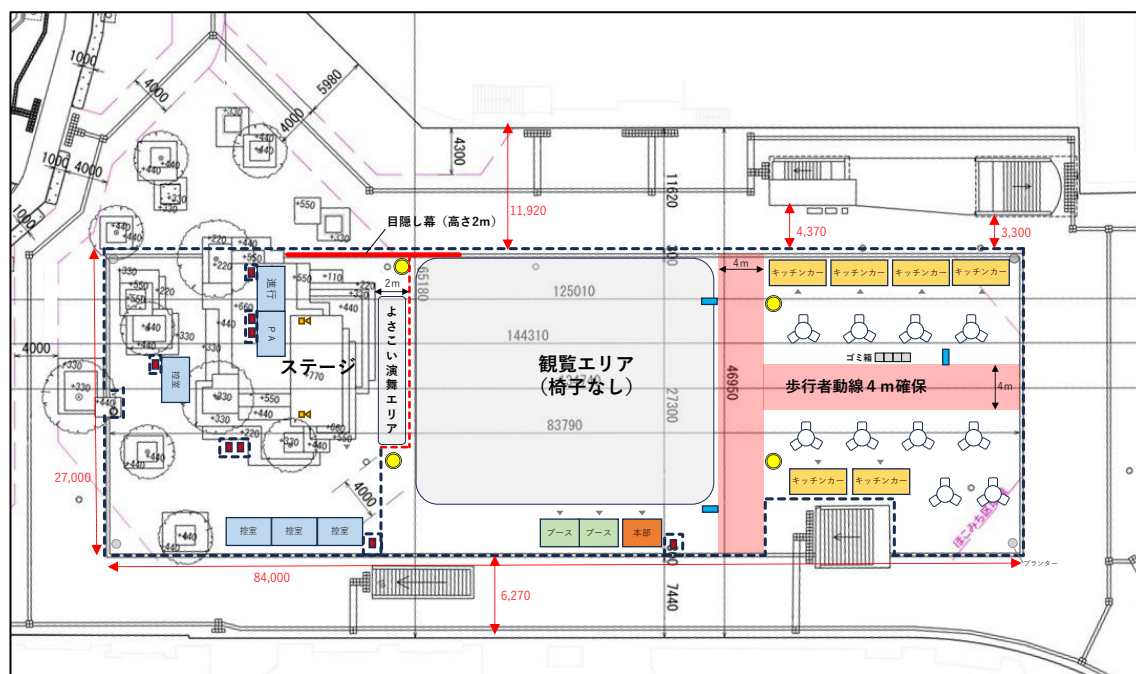


図 代表的なイベントレイアウト

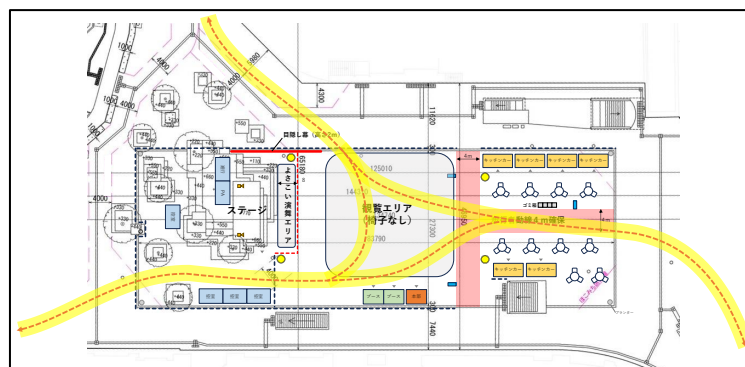


図 緊急車両動線

- ・イベント実施可能範囲外でイベントに関連する活動が実施されないようにすること。
- ・ステージ上で演目を行う場合は、マルイ前に通行人が滞留しないよう、目隠し幕を設置（高さ2m以上）すること。また、御堂筋からの目隠しとなるよう、テント、バックパネル等を設置すること。
- ・区域内の通行動線を確保するため、南北方向及び東西方向に4m以上の歩行者同線を確保すること。
- ・設営撤去の際は、区域を柵等で区画の上安全に作業を行うこと。
- ・消防車等の緊急車両動線を確保すること。緊急車両動線上にはテント等すぐに動かすことができないものは設置しないこと。

## (2) 警備員配置の留意点

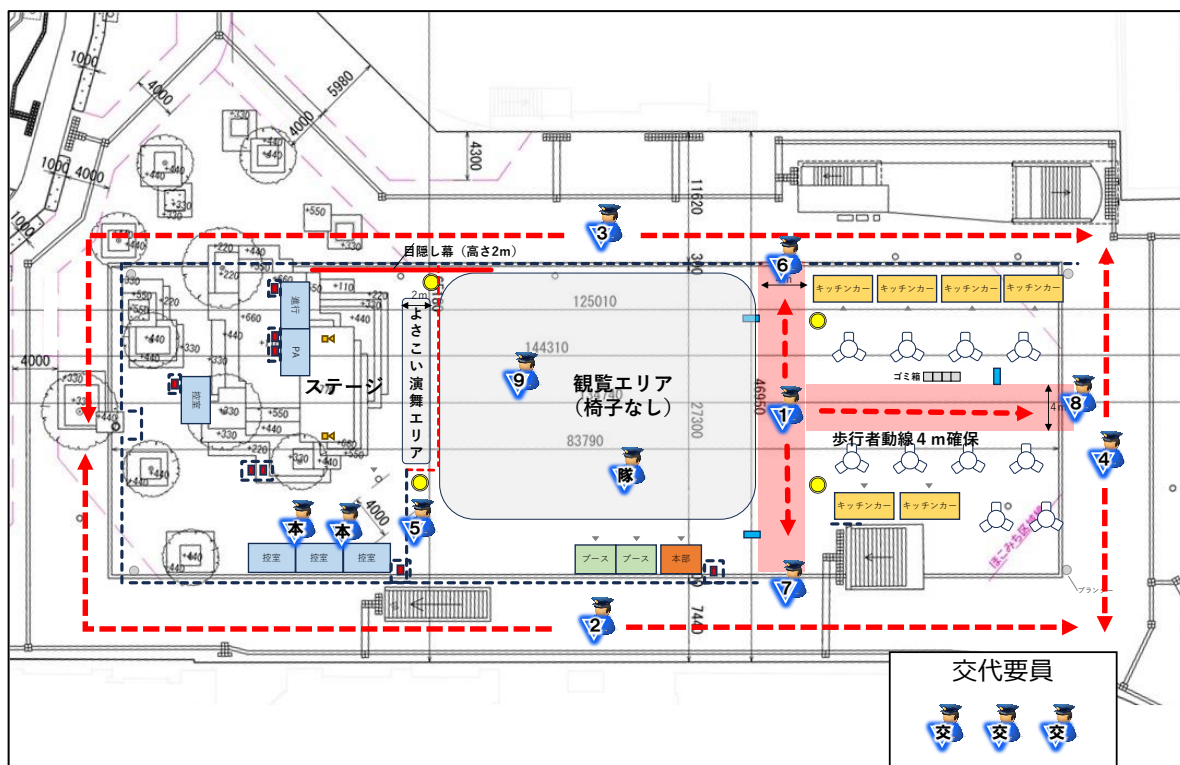


図 警備員配置例

- ・ イベント区域内への出入り口には各所に警備員を固定配置すること。
- ・ イベントエリア内に確保する南北・東西動線上に人が滞留しないよう、警備員を配置すること。
- ・ イベントエリアの外周で人が滞留しないよう、外周警備を配置すること。
- ・ 資材搬入時には歩行者の安全性を確保するため車両の前面に警備員を配置すること。
- ・ 設営撤去時においても、外周警備員及び区域内に警備員を配置すること。
- ・ 警備員は交代要員を確保し常時配置を行うこと。